

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十七条の規程による第五種共同漁業権に係る平成二十八年年度漁業権者別増殖目標数を次のとおり定めたので公示します。

平成二十八年四月一日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 山本 常次

免許番号		漁業権者		魚種名		増殖目標数 kg (尾)	
奈内共第一号		十津川村漁業協同組合		あゆ		二、〇二五（ 四〇五、〇〇〇）	
奈内共第二号		十津川村漁業協同組合		こい		一八〇（ 六、〇〇〇）	
奈内共第三号		五條市漁業協同組合		あゆ		二〇〇（ 四〇、〇〇〇）	
奈内共第四号		五條市漁業協同組合		あまご		一〇七（ 一九、〇〇〇）	
奈内共第五号		五條市漁業協同組合		こい		五〇（ 一、六六七）	
奈内共第六号		天川村漁業協同組合		あゆ		一、三六〇（ 二七二、〇〇〇）	
				あまご		三、四〇〇（ 三四〇、〇〇〇）	

			奈内共第七号	天川村漁業協同組合	にじます	八二五（ ）	産卵床造成	うなぎ 一、〇〇〇）	
			奈内共第八号	天川村漁業協同組合	こい	一〇（ 三三三）			
			奈内共第九号	天川村漁業協同組合	にじます	四〇（ ）			
		奈内共第十号	下北山村漁業協同組合	あゆ	三四〇（ 六八、〇〇〇）				
				あまご	三五二（ 七〇、四〇〇）				
				うなぎ	（ 一、一六七）				
		奈内共第十一号	下北山村漁業協同組合	こい	二〇（ 六六七）				
				ふな	一〇（ 三三三）				
		奈内共第十二号	上北山村漁業協同組合 下北山村漁業協同組合	あゆ	五四〇（ 一〇八、〇〇〇）				
				うなぎ	（ 三三三）				
奈内共第十三号	上北山村漁業協同組合 下北山村漁業協同組合	あまご			八八八（ 八九、七〇〇）				

	奈内共第 十四号	上北山村漁業協同組合 下北山村漁業協同組合	こ い	四五（ 一、五〇〇）
	奈内共第 十五号	上北山村漁業協同組合 下北山村漁業協同組合	ふ な	九〇（ 三、〇〇〇）
	奈内共第 十七号	野迫川村漁業協同組合	あまご	四三〇（ 四三、〇〇〇）
	奈内共第 十八号	野迫川村漁業協同組合	にじます	一二〇（ ）
	奈内共第 十九号	野迫川村漁業協同組合	あまご	四〇（ 四、〇〇〇）
	奈内共第 二十号	五條市漁業協同組合	あ ゆ	五五〇（ 一一〇、〇〇〇）
			あまご	二二〇（ 二二、〇〇〇）
			こ い	五〇（ 一、六六七）
	奈内共第 二十一号	五條市漁業協同組合	にじます	九〇（ ）
	奈内共第 二十二号	吉野漁業協同組合	あ ゆ	二、〇三〇（ 四〇六、〇〇〇）
			こ い	七〇（ 二、三三三）

奈内共第 二十三号	吉野漁業協同組合	あまご	三二〇（三二、〇〇〇）									
奈内共第 二十四号	吉野漁業協同組合	あまご	二八（二、八〇〇）									
奈内共第 二十五号	吉野漁業協同組合	あまご	一〇〇（一〇、〇〇〇）									
奈内共第 二十六号	川上村漁業協同組合	あゆ	一〇〇（二〇、〇〇〇）									
		あまご	五〇〇（五〇、〇〇〇）									
		うなぎ	（一四〇）									
奈内共第 二十七号	川上村漁業協同組合	にじます	二〇〇（）									
奈内共第 二十八号	川上村漁業協同組合	あゆ	一五〇（三〇、〇〇〇）									
		あまご	五〇〇（五〇、〇〇〇）									
		うなぎ	（一五〇）									
奈内共第 二十九号	川上村漁業協同組合	にじます	二〇〇（）									
奈内共第	川上村漁業協同組合	にじます	四〇（）									

[illegible]

	奈内共第 三十八号			奈内共第 三十九号		奈内共第 四十号		奈内共第 四十一号			奈内共第 四十二号		奈内共第 四十三号		
	東吉野村漁業協同組合			波多野漁業協同組合 月ヶ瀬漁業協同組合 五月川漁業協同組合		波多野漁業協同組合 月ヶ瀬漁業協同組合 五月川漁業協同組合		波多野漁業協同組合			御杖村漁業協同組合		布目川漁業協同組合		
うなぎ	にじます			あゆ		こい		ふな			あまご		こい		
(七〇〇)	(一八〇)			(二九〇)		(一七〇)		(一〇)			(三五)		(六三〇)		
	(五八、〇〇〇)			(一一、六六七)		(五、六六七)		(一、〇〇〇)			(一八、〇〇〇)		(二一、〇〇〇)		
	(七〇〇)							一〇、〇〇〇千粒					(四八〇)		
													(七〇〇)		

奈内共第 四十四号	布目川漁業協同組合	ふ な	二、一〇〇（ 七〇、〇〇〇）
奈内共第 四十五号	豊里漁業協同組合	あ ゆ	五〇（ 一〇、〇〇〇）
奈内共第 四十六号	室生漁業協同組合	こ い	四〇（ 一、三三三）
奈内共第 四十七号	室生漁業協同組合 宇陀川漁業協同組合	あ ま ご	一〇〇（ 一〇、〇〇〇）
奈内共第 四十八号	宇陀川漁業協同組合	こ い	一五〇（ 五、〇〇〇）
奈内共第 四十九号	曾爾村漁業協同組合	ふ な	二四〇（ 八、〇〇〇）
奈内共第 五十号	御杖村漁業協同組合	あ ゆ	三〇（ 六、〇〇〇）
奈内共第 五十一号	大和川水域河川漁業協 同組合	あ ま ご	三八〇（ 七六、〇〇〇）
		あ ま ご	一〇〇（ 六、〇〇〇）
		あ ま ご	四〇（ 八、〇〇〇）
		あ ま ご	三五（ 三、五〇〇）
		こ い	三〇〇（ 一〇、〇〇〇）
		ふ な	三〇〇（ 一〇、〇〇〇）

奈内共第 五十二号	初瀬川水域漁業協同組 合	あ ゆ	三〇（ 六、〇〇〇）
奈内共第 五十三号	初瀬川水域漁業協同組 合	あ ま ご	二四（ 二、四〇〇）
奈内共第 五十四号	白川溜池漁業協同組合	こ い	一五〇（ 五、〇〇〇）
		ふ な	一五〇（ 五、〇〇〇）
奈内共第 五十五号	五條市漁業協同組合	あ ゆ	九〇（ 一八、〇〇〇）
奈内共第 五十六号	吉野漁業協同組合	あ ま ご	七〇（ 七、〇〇〇）
奈内共第 五十七号	津風呂湖漁業協同組合	わ か さ ぎ	二〇、〇〇〇千粒

※ 「こい」については、平成二十八年三月三十一日付け奈良県内水面漁場管理委員会告示第一号により放流等が制限されています。